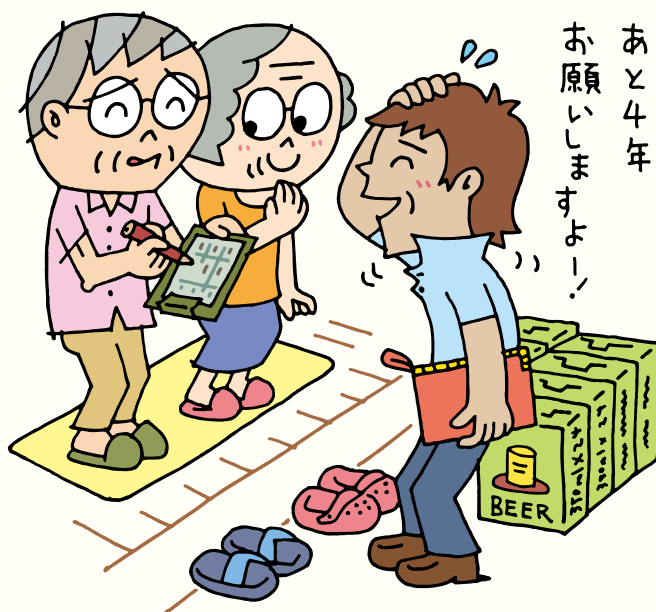


# 見守り 新鮮情報

第171号

両親が老人ホームに入居することになり、**新聞を解約**しようと販売店に連絡した。すると、「解約するのなら、**購読期間が残り6年半**あるので、契約時に**渡した景品代を返してほしい**」と言われた。長年同じ新聞を購読してきて、3年前に**5年間の契約**をして、景品

としてテレビをもらい、さらに、1年半前に**その後4年間の契約**をして、約5万円分のビールをもらったらしい。やむを得ない事情による解約なのに、**解約に10万円近くのお金がかかるのは納得できない**。高齢の両親が高額な景品代を返すのは困難だ。どうしたらよいか。  
(契約者:80歳代 男性)



## 新聞の訪問販売トラブル… 長期契約に気をつけて!

### ひとこと助言

気をつけてね!



見守るくん

- 新聞の訪問販売に関する相談が後を絶ちません。中でも、高齢の消費者に対する長期契約の相談が目立っています。
- 長期の契約では、介護、入院などの理由で購読を続けられなくなる可能性があります。解約を申し出たとき、事例のように景品の代金や違約金を請求されるケースがあります。先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。
- 契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方向的に解約できるものではありません。契約をする前に購読できるか慎重に考え、必要なればきっぱりと断ることが大切です。
- 高額な景品はトラブルの元になりやすいため、受け取らないようにしましょう。
- クーリング・オフ等ができる場合もあります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。